

ロシア知的財産権ニュースレター

2014 年度第 4 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2014 年 12 月～2015 年 2 月分)

政府、不正競争の新たな項目追加を提案

政府は、現行の連邦法「競争保護について」に、事業主体の解体による不正競争、他の事業主体の名声を利用した不正競争、商標の排他的権利の取得と使用に関連する不正競争、といった新たな不正競争の項目を追加することを提案している(連邦法案第 602468-6 号、2014 年 9 月 12 日に下院へ提出)。

例えば、法案の中では、商標の排他的権利の取得と使用に関連する不正競争のケースについて、商標の不正使用をやめさせるために、反独占局の決定を連邦知的財産局(ロスパテント)に提出することができると規定している。

反独占局は広告配置の合法性を審査する権限あり

1 月 16 日、中央管区連邦商事裁判所(破毀審)は、連邦反独占局とその直属機関は、広告用ビルボードが交通を妨げていないかを審査することも含め、広告の全ての主要な側面に対処する権限を付与されているとの解釈を発表した(事件番号第 A64-1112/2014 号)。

ヤンデックス、連邦反独占局に Google を提訴

2 月 18 日、ロシア最大手の検索サイト「Yandex(ヤンデックス)」は、Google が連邦法「競争保護について」に違反しているとして、連邦反独占局に訴えた。ヤンデックスは、Google サーチエンジンやその他サービスから Android OS を切り離すべきだと主張して

いる。自由取引の原則がスマートフォン市場で悪用されることになるという。

なお、Google は 2014 年、Fly, Explay、Prestigio といったスマートフォンに、ヤンデックスのサービスを設定することを禁止している。

文化省、インターネットユーザーへライセンス料を課金する方針

2 月 24 日、文化省は、インターネットユーザーへ著作権のライセンス料を課金する目的で民法改正を行うため、同法の改正案を作成したことを正式に通知した(法案 ID : 00/03-21397/12-14/24-13-4)。インターネットにアクセスする際、ユーザーは同時に著作権のライセンス料を支払うことになるものと推察される。

なお、2014 年 10 月には、ロシア権利者同盟から、ネットワークオペレーターに対しライセンス料を課金すべきだという提案(グローバルライセンスの導入、本ニュースレター 2014 年度第 3 号参照)が提出されていた。

クラスノダル地方商事裁、玩具の模倣品輸入を差し止める判決

2014 年 9 月 16 日、「Kalashnikov CJSC (カラシニコフ CJSC)」(カラシニコフ氏と娘の会社で、武器の製造業者であるカラシニコフ JSC とは異なる)は、ミニ AK47 というラベルが付された玩具を輸入している個人事業主に対し、銃の立体商標の違法

使用を理由に、訴訟を提起した。

3月5日、クラスノダル地方商事裁判所は、カラシニコフ CJSC の主張を完全に認める判決を下した（事件番号第 A32-34099/2014 号）。

ロシア連邦行政訴訟手続法が成立

3月8日、ロシア連邦行政訴訟手続法が大統領の署名を経て成立した（2015年3月

8日付連邦法第 21-FZ 号）。同法の導入については、別途連邦法で規定されることになっている。同法は、最高裁判所と普通裁判所における法規への異議申し立てや政府機関・自治体、公務員の活動に関する案件の行政訴訟手続きについて規定するものとなる。

なお、現時点では、これらの手続きは民事訴訟法で規定されている。

2. 今回の話題：①知的財産裁判所、設立後初めて憲法裁判所に解釈を請求
②商標違法使用に関する刑事事件化の閾値引き下げと罰則強化
-

① 知的財産裁判所、設立後初めて憲法裁判所に解釈を請求

知的財産裁判所は、民法の条項が自由教育の基本的権利を侵害していないかについて、憲法裁判所に訴訟における解釈を請求した。

実演家達が著作権料の支払いを求めて訴訟を提起していた間、民法が改正され、改正後の民法によると教育目的で著作物が使用された場合、著作権者は著作権料を受領できないと規定されている。具体的には、改正後の民法第 1274 条第 1 項第 6 号では、教育施設（学校）や医療施設（病院）、刑務所などにおいて、非営利目的で音楽が演奏される場合、著作権料は支払わなくてもよいと規定されている。

2012年9月、ロシア著作者協会（RAS）（原告）は、国立マグニトゴルスク音楽院（被告）を相手に、同音楽院の学生が「白雪姫と森の小人」を公演した際に著作権料を支払わなかったとして訴訟を提起した（事件番号第 A76-13283/2012 号）。チェリャビンスク州商事裁判所（第一審）は、著作権料を支払うことなく教育目的で著作物を使用することは認められているという理由で、原告の訴えは棄却された。しかし、2013年11月25日、知的財産裁判所（破毀審）は下級審の判決を見直し、著作物の一部の使用は認められているが、全体ではないとの見解を示した。案件を第一審に差し戻した。

チェリャビンスク州商事裁判所（第一審）はこのガイドラインに従い、原告の訴えを部分的に認めた。第 18 商事控訴裁判所（第二審）もこれに同意する判決を下した。しかし、知的財産裁判所（第三審、破毀審）が本案件を再度審理する中で、知財オンブズマンから、民法の条項が自由教育の基本的権利を侵害していないかについて憲法裁判所の解釈を請求するよう提案があった。

本件は、知的財産裁判所が憲法裁判所に解釈の請求を提出した初めてのケースである。

② 商標違法使用に関する刑事事件化の閾値引き下げと罰則強化

商標の違法使用に関する刑事責任および行政責任の改正法案が下院および上院を通過、2014年12月31日に大統領が署名、同法案は成立した(2014年12月31日付連邦法第530-FZ号「アルコール・タバコ製品の密輸および模倣品の流通阻止対策の強化に関するロシア連邦個別法規の改正について」)。

一般的に、商標の違法使用に対する刑事責任と行政責任は、基本的に同じ対象(行為)について規定されているが、1) 主体者、2) 主体部分(故意か過失か)、3) 損害額に双方の相違点がある。まず、主体者について、刑事責任は自然人にのみ問われるが、行政責任は法人、個人事業主、自然人に対して問われる。また、主体部分について、商標の違法使用が刑事事件となるのは故意の場合のみだが、行政事件は故意と過失の両方の場合に認定される(誰かの商標を知らずに使用した場合、それは適切な調査を怠ったためであり、過失とみなされる)。最後に損害額について、行政事件とみなすためには損害額の閾値はないが、刑事事件の場合には損害額の閾値が存在する。

刑事責任については刑法第180条に規定されている。以前、同条の名称は「商標の違法使用」だったが、法改正に伴う新しい名称はより広義で、「商品(役務、サービス)の個別化手段の違法使用」に変更された。しかし、実際にはほぼ同じことを意味している。同条の趣旨は変わらないが、処罰内容が少し変更された。最も大きな変更点は、刑事事件として取扱う場合の権利者の損害額の閾値が大幅に引き下げられたことである。以前は150万ルーブル以上(現行レートで約5万米ドル)だったが、改正後は25万ルーブル以上(現行レートで約4,150米ドル)に引き下げられた。

ちなみに、2009年までは損害額の閾値が25万ルーブル以上だったが、2009年に150万ルーブル以上に引き上げられた。当時、立法機関はこの改正を、あまりにも多くの実業家が刑事訴追を恐れたため、国は刑事的ではなく民事的、行政的措置によって彼らに安心感を持たせる必要があるためだと説明していた。

現在の政府の説明は、消費者や権利者、誠実な製造業者や販売業者、ひいては社会全体にとって模倣行為(模倣品)が有害であるため、国がより厳しく模倣行為(模倣品)を監督し、対策を講じていくことを決めたためということである。

他方、行政責任については、行政違反法第14.10条に規定されている。同条の名称も以前は「商標の違法使用」だったが、法改正に伴う新しい名称はより広義で、「商品(役務、サービス)の個別化手段の違法使用」に変更された。同条の趣旨に大きな変更はないが、中でも過料の額が大幅に増加した。なお、同条は改正後も2つのケースについてそれぞれ過料を規定している。具体的には、1) 2で規定しているケース以外、2) 模倣品の製造と販売を行っているケースである。

自然人に対する過料は、1)では5,000～10,000ルーブル(1ルーブル=約2円)、2)では商品価格の2倍、但し10,000ルーブルを下回らないと規定されている。また、公務員に対する過料は、1)では10,000～50,000ルーブル、2)では商品価格の3倍、但し50,000ルーブルを下回らない、法人に対する過料は、1)では50,000～200,000ルーブル、2)では商品価格の5倍、但し100,000ルーブルを下回らないと規定されている。

もう一つの主な改正点は、模倣品そのものだけでなく、模倣品製造に使用された設備や器具なども押収の対象となることである。

(取りまとめ:ジェトロ・モスクワ事務所、ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 (www.tm-defence.com) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。